

令和 8 年度 守谷市立守谷小学校コンプライアンス推進委員会要綱

(目的)

第 1 条

本校におけるコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止し、本校における教職員の不祥事を未然に防ぎ、地域や保護者から信頼される学校づくりを目指すために、本委員会を設置する。

(定義)

第 2 条

この規定においてコンプライアンスとは、本校職員が職務遂行に当たって、関係法令や校内規定及び学校の教育計画を遵守することをいう。

(委員会の任務)

第 3 条

委員会は次に掲げる事項について実施する。

- (1) コンプライアンスに関する研修の企画・実施
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報への対応
- (3) 不祥事根絶への行動プログラムの策定・実施

(委員会の構成)

第 4 条

委員会は、校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・学年主任・PTA 会長をもって構成し、教頭を委員長とする。

(委員会の開催)

第 5 条

委員会は、年間計画（コンプライアンス推進委員会は企画会の後、コンプライアンス研修は職員会議の後に行う。）に基づいて委員長が招集する。

(通報)

第 6 条

教職員はコンプライアンス違反行為（可能性を含む）を知ったとき、また、適切な処置を執らないために違反する事態を招くおそれが生じた場合、速やかに校長に通報しなければならない。

第 7 条

校長は不祥事を認知した場合、直ちに守谷市教育委員会及び関係機関に報告する。

(報告)

第 8 条

取組について、学校運営協力員会議、学校関係者評価委員会に報告する。

附則 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【令和8年度 年間計画】

月	コンプライアンス 推進委員会 (企画会内で実施)	コンプライアンス校内研修(職員会議内で実施)		
		内 容	資料等	担当
4	情報交換、研修内容の確認	コンプライアンス研修 の概要伝達	守谷小コンプライアンス 委員会要綱	教頭
5	情報交換、研修内容の確認	学校徴収金の取り扱い	学校徴収金取り扱い要綱	事務
6	情報交換、研修内容の確認	著作権の侵害防止	コンプライアンスだより	1学年
7	情報交換、研修内容の確認	体罰根絶、人権尊重 不適切な指導の根絶	服務規律の確保について 新聞記事 等	生徒指導
8	情報交換、研修内容の確認	個人情報漏洩防止	One IBARAKI 新聞記事事例 等	情報主任
9	情報交換等	アンガーマネジメント	新聞等の関連資料	特別支援
10	情報交換、研修内容の確認	交通事故防止 交通法規の遵守	危機管理マニュアル コンプライアンスだより	2学年
11	情報交換、研修内容の確認	飲酒運転の根絶	One IBARAKI	3学年
12	情報交換、研修内容の確認	わいせつ行為、盗撮行 為の根絶	コンプライアンスだより 新聞記事等	4学年
1	情報交換、研修内容の確認	SNS等への不適切な 対応防止	危機管理マニュアル 新聞記事等	5学年
2	情報交換、研修内容の確認	ハラスメント防止 (セクハラ、パワハラ)	危機管理マニュアル 茨南だより等	6年生
3	情報交換、研修内容の確認	一年間の振り返り (自己評価)	危機管理マニュアル コンプライアンスだより	副校長

※ 研修内容は、その都度の時期に応じた内容に変更の場合あり。また、臨時に研修を実施することもある。